

貨物船の非常脱出用呼吸具 (EEBD) に関する主要主管庁特別要件のまとめ

詳細は各リンク先をご参照ください。

項目		主管庁	パナマ	シンガポール	リベリア	マーシャル諸島	日本	香港	ギリシャ	バハマ	キプロス
非常脱出用呼吸具 (EEBD)	居住区域		2組	2組	2組	2組	2組	2組	2組	2組	2組
	機関区域	制御室	1組	※2	1組	—	1組 ※4	1組	1組	1組 ※11	1組
		工作室	1組 ※1	※2	1組 ※1	—	1組 ※4	1組 ※1	1組	1組 ※1, 11	1組 ※1
		その他	各甲板に 1組	※2	各甲板に 1組	各甲板に 2組 ※3	各甲板に 1組 ※4	各甲板に 1組	各非常口に 1組	各甲板に 1組 ※11	各甲板に 1組
	タンカーポンプ室	—	—	※5	—	—	—	—	—	—	—
	予備	1組以上 ※6	2組 ※7	総数の 10%	1組	1組	1組	1組	1組	1組	1組以上 ※6
	訓練用	1組以上 ※8, 9	必要 ※8, 10	1組以上 ※8, 10	1組	—	—	—	—	1組以上 ※8, 9	1組以上 ※8
Class NK テクニカルインフォメーション又は主管庁指示			<a href="#">TEC-1236</a>	<a href="#">Marine Circular No. 4 of 2002</a>	<a href="#">TECHNICAL LETTER (2017-01)</a>	<a href="#">MN-2-011-14</a>	<a href="#">TEC-0478</a>	<a href="#">TEC-0566</a>	<a href="#">Circular No. 4231/21/2002</a>	<a href="#">TEC-1291</a>	<a href="#">TEC-1256</a>

備考

- ※1 工作室から脱出経路に直接アクセスできる場合は省略可能。
- ※2 機関室配置をはじめ様々な要素を考慮し、個船毎に判断。
- ※3 各レベル(各甲板または台甲板)において扉を有するエスケープトランクが備えられていれば、各レベルに 1組で可。
- ※4 機関制御室と工作室が隣接している場合、いずれか一方のものを省略可能。各々が脱出経路に隣接している場合も各々省略可能。ただし A 類機関区域内に最低 3組必要。
- ※5 通常のオペレーションにおいてポンプ室に入る個々の人員が使用できるように追加の EEBD を船上に備えるか、少なくとも 2組をポンプ室に備える。
- ※6 船上に 10組以下の EEBD を備える場合は少なくとも 1組、11~20組の EEBD を備える場合は少なくとも 2組、20組より多く備える場合は要求される EEBD の 10%分。ただし 4組を超える予備の EEBD は要求されない。
- ※7 居住区域及び機関区域にそれぞれ少なくとも 1組の予備を備える。
- ※8 訓練用であることを明記。
- ※9 訓練に使用される EEBD のシリンダを再充填する装置を備える場合は、訓練用として新たに EEBD を備える必要はない。(訓練用としてシリンダ以外の関連装置は船上に備えること)
- ※10 通常使用するものと同じ部屋に設置しない。
- ※11 機関区域に装備される EEBD の位置や数量が変更される場合、ISMコードに基づく船舶管理会社はリスクアセスメントの実施が要求される。 リスクアセスメント結果を示す文書は船上に保管すること。